

開発小委員会を組織し、わが国の計画を具体的に検討して来た。

本計画は、直接的には容易に到達出来ぬ地下深所の調査にあたるため、種々の地学的方法を並行駆使しなければその目的を達し得えない。

計画立案に当つては、最も直接的で不可欠な方法のみを選び、問題とする地域を絞り、経常的業務では出来ないものだけに限定し、又3年間に必ず纏つた成果を期待しうるものを選定した。施設、設備人員について他計画との折合をもよく考慮した。

2. 計画の概要並びに関係機関は次のようである。

- (1) 地質地震による構造、物性の調査 …… 各大学、気象庁
- (2) 人工地震による構造調査 …… { 各大学、気象庁、海上保安庁水路部、国立科学博物館、
地質調査所
- (3) 各種測量による地殻運動の調査 …… 各大学、国土地理院
- (4) 地殻変動の連続観測による外套部運動の調査 …… 各大学、国土地理院
- (5) 地磁気 地震流による外套部物性の調査 …… 各大学、国土地理院、海上保安庁水路部
- (6) 地熱流測定による外套部対流の調査 …… 各大学、海上保安庁水路部
- (7) キーポイントに対する地質調査 …… 各大学、海上保安庁水路部
- (8) 火山及噴出物による地下深層の化学的性状の調査 …… 各大学
- (9) 深層試錐による深所物質の採取 …… 地質調査所

3. 参考までは諸外国における状況を列記すると下記のようなものである。

- (1) 米 国 adipondaack 山脈から Maine 湾を経て陸棚に至る地域 Kansas から Sanfrancisco 湾に至る地域等に100哩ぐらいの幅であらゆる観測を集中する。要所には深いボーリング (Monhale 計画とも関連) カナダと協同して五大湖地域の大規模な地震探査を行う。また汎世界的な古地磁気学的調査を計画している。
- (2) ソ 連 Kola 半島, Ukranian shiela 千島, 黒海など8ヶ所を地震探査で詳細に調査するほか、日本と同様な各部門の計画がある。
- (3) カナダ 3年間に300万ドルの支出を予定し、特に北極圏に地磁気、地震観測網をつくる。マントル電気伝導度異常調査のため12組の移動観測装置をつくる。マイクロ、モーポールと称して深さ4千米～5千米のボーリングを2本行う他、地殻熱流量分布図作製のために20ヶ所で行う浅いボーリングを行う。
- (4) フランス, イタリア, ドイツ, ベルギー, 等目下計画中

5-47

庶発第379号 昭和37年5月23日

内閣総理大臣 池田 勇 人 殿

日本学術会議会長代理 山 泉 昌 夫

アジア・アフリカ諸国との学術交流の強化について(勧告)

標記のことについて、本会議第36回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

近年日本と諸外国との間の文化交流が次第に多くなつたことは、喜ぶべきであるが、更に強力にこれを促進するためには、なお幾多の障害と不便とがある。とくに、アジア・アフリカ諸国との交流には、地域的關係からも、文化の差異の点からも、特別の措置を講じる必要があり、また、文化交流の中でも、学術に関しては、それとしての独自の方策が必要である。

日本学術会議は、第29回総会の議に基づき、昭和34年11月2日付政府に対して、「アジア諸国との学術交流を促進することについて」国内体制の調整・学術訪問団の派遣を勧告したが、この方策の実現については、その後著しい進展がみられないので遺憾である。

一方、学術交流の必要は、最近ますます増大し、アジア諸国における現地調査、現地研究センター設置計画なども問題となつている。また、日本と諸外国との間に結ばれている文化協定は、予算その他の事情で大部分が積極的に活用されていない現状であり、たとえば、「日本国とインド国との間の文化協定」は昭和31年10月29日に署名され、昭和32年5月24日に批准書が交換されたが、未だに所定の委員会さえも構成されていない。文化、特に学術の国際交流促進は目下の急務であり、とくにアジア・アフリカ諸国との学術交流を積極化する必要がある。政府においては、この問題を早急にとりあげ、国内体制ならびに予算の強化と調整、文化協定の締結あるいはこれに代るべき取り決めの効果的運用および学術訪問団の派遣等によつて、この方策を組織的、重点的に推進せられたい。

なお、本会議は、学問各分野における諸事項に関し検討しつつあるので、成案を得るにしがたつて更に申し入れることとした。

5-48

庶発第380号 昭和37年5月24日

内閣総理大臣 池田 勇 人 殿

日本学術会議会長代理 山 泉 昌 夫

アジア・アフリカ諸国との医学・医療協力の促進について（勧告）

標記のことについて、本会議第36回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

近年、アジア・アフリカ諸国との学術交流は、その重要性を増大してきている。

そのうちでも、とくに医学・医療協力については、アジア・アフリカ諸国からの強い要請もあり、また、医学・医療本来の性格からも、すみやかに対処すべきものとする。

については、政府において、次の諸事項について、積極的な措置を講じられたい。なお、本会議においても関係諸機関の協力を得て、今後とも必要な検討を続けることを申し添える。

1. アジア・アフリカ諸国との医学・医療協力の国内体制を組織化すること。

国・公・私立の諸団体によつて行なわれている協力の現状は、相互の間に十分な連繫がないため、種々の障害があるので、政府機関を中心とした総合的な調査・計画・実施のための体制を組織化する必要がある。

2. アジア・アフリカ諸地域に関する医学研究を促進すること。

戦後のわが国における上記研究は、極めて消極的なまま現在に至つているので、アジア・アフリ